

平成26年 2月25日

各 位

会社名 サイボウズ株式会社
本店所在地 東京都文京区後楽一丁目4番14号
代表者の役職氏名 代表取締役社長 西端 慶久
(コード番号 4776 東証第一部)
問い合わせ先 IR担当
電話番号 03-5805-9035 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月25日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成26年3月26日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成19年11月27日付で全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、平成25年12月9日開催の取締役会において、平成26年1月1日を効力発生日として、1株につき100株の割合をもって株式分割を行うとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更、第7条（単元株式数）および附則の新設を行う旨を決議いたしました。

これに伴い、単元未満株主の権利を明確化する観点から変更案第8条（単元未満株式についての権利）を新設し、条数の繰下げを行うものであります。

なお、本株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
(新設)	【単元未満株式についての権利】 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第8条～第41条 (条文省略)	第9条～第42条 (現行どおり)

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成26年3月26日

定款変更の効力発生予定日 平成26年3月26日

以上